

II 浄化槽清掃業に関する遵守事項

浄化槽清掃業を行うにあたっては、次の事項を遵守してください。

1 浄化槽清掃業の許可の基準（法第 36 条）

(1) 浄化槽清掃業の許可の技術上の基準（法第 36 条第 1 号、施行規則第 11 条）

浄化槽清掃業は、法令で定める浄化槽清掃業の許可の技術上の基準を満たしていません。清掃のための器具の所有について定めがありますので、遵守してください。また、浄化槽清掃業の許可基準のひとつとして「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有していること。」があります。この中で「専門的知識、技能」については、汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、清掃の作業実務、汚水の収集・運搬・処理・処分、作業の衛生及び安全対策等に十分な専門的知識並びに技能を有していることが求められています。

下記の講習会の修了者又は、これと同等の知識及び技能を有する者が在籍している清掃業者は、この基準を満たしていることとなります。

- ア 浄化槽清掃技術者講習会（日本環境整備教育センター）
- イ 浄化槽技術管理者講習会（日本環境整備教育センター）
- ウ 浄化槽管理技術者資格認定講習会 B コース（旧日本浄化槽教育センター）
- エ 浄化槽管理技術者資格認定講習会（旧日本浄化槽教育センター）

浄化槽の技術は日々進歩していることから、浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する新しい技術について積極的に取得するよう努めることが求められています。

特に、上記講習会の修了者が現在在籍していない清掃業者にあつては、清掃作業に従事している従業員が「浄化槽清掃技術者講習会」を受講するよう努めてください。

(2) 浄化槽清掃業の欠格要件（法第 36 条第 2 号）

法第 36 条第 2 号には欠格要件が規定されています。欠格要件に該当した場合は、許可取消などの行政処分の対象になってしまうので、注意してください。

(p. 14 「3 行政処分」参照)

2 浄化槽の清掃の技術上の基準（法第4条第8項及び第9条、施行規則第3条）

浄化槽の清掃を行うときは、法令で定める浄化槽の清掃の技術上の基準に従い実施しなければなりません。清掃の対象となる単位装置ごとに、作業手順や汚での引出量等に関する規定が設けられていますので遵守してください。

また、各区の浄化槽指導要綱等において、清掃作業にあたっては、浄化槽の清掃の技術上の基準に従うほか下記の事項を行うこととされています。

- (1) 作業の安全と周辺的环境衛生に十分配慮すること。
- (2) 浄化槽管理者又はその代理人等に立会を求め、清掃終了後は確認を受けること。
- (3) 清掃の実施にあたっては、所定の清掃器材を用いること。
- (4) 清掃実施後は、清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存すること。
- (5) 清掃の結果、浄化槽に異常を認めた時は速やかに浄化槽管理者に報告すること。
- (6) 浄化槽の清掃に関する新しい技術について、積極的に取得に努めること。

3 標識の掲示（法第39条、施行規則第13条、様式第1号の4）

浄化槽清掃業者は、営業所ごとに、見やすい場所に、下記事項を記載した標識を掲げることが義務づけられています。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 許可を行った市町村長名
- (3) 許可番号、許可年月日及び許可の期間

浄化槽清掃業の許可	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
許可を行った市町村長名	
許可番号	
許可年月日 (許可期間)	年 月 日 (期間)

【 標識のサイズ： 縦 35 cm以上 × 横 40 cm以上 】

4 帳簿書類の作成及び保存

(1) 作業台帳（法第 40 条、施行規則第 14 条）【見本 1】

浄化槽清掃業者が法令に従い、適正に日々の業務を行っていることを確認するため、営業所ごとに環境省令で定める事項を記載した帳簿を作成することが義務づけられています。様式に定めはありませんが、下記事項に注意してください。

ア 帳簿は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後営業所別に 5 年間保存してください。

イ 清掃作業を行った浄化槽別に下記事項を記載してください。

(ア) 清掃年月日

(イ) 清掃を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所

(ウ) 一般廃棄物処理業に関する作業台帳と兼用できますが、その場合、浄化槽汚での処理に関する下記の事項も記載してください。（廃掃法第 7 条第 15 項、同法施行規則第 2 条の 5）

なお、「一般廃棄物処理業の手引」も参照してください。

- a 収集（運搬）年月日（＝清掃年月日）
- b 作業場所の名称（＝浄化槽管理者）及び所在地（＝浄化槽の設置場所）
- c 収集量（汚でい引出量）及び処理料金
- d 運搬先別処分量（＝収集量）

(2) 浄化槽清掃記録（法第 10 条第 3 項、施行規則第 5 条第 2 項）【見本 2】

浄化槽清掃業者が清掃作業を実施した場合、その清掃記録を 2 部作成し、1 部を浄化槽管理者に交付し、1 部を自ら 3 年間保存することが義務づけられています。清掃の結果、当該浄化槽がどのような状態にあるかを浄化槽管理者に通知し、浄化槽の機能の維持を徹底するためにも必ず作成してください。様式に定めはありませんが、下記事項は必ず記載してください。

ア 清掃年月日

イ 浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所

ウ 浄化槽の構造（容量、処理方式）

エ 浄化槽汚での引出量及び処分先

オ 清掃後の浄化槽の状況（異常の有無等）

カ 浄化槽管理者への連絡事項（維持管理上必要な事項等）

キ 浄化槽管理者の確認印

ク 清掃作業責任者の確認印

5 浄化槽汚での適正処理

浄化槽の清掃により発生した汚では、一般廃棄物に該当するため各区の一般廃棄物処理計画に基づき適正に処理しなければなりません。

浄化槽汚での収集運搬にあたっては、し尿混じりのビルピット汚や事業系し尿の場合と同様、一般廃棄物処理基準（廃掃法第6条の2第2項）を遵守し、生活環境に支障が生じないよう行ってください。（廃掃法第7条第13項）

また、次の事項については特に注意してください。

(1) 汚でい処理の再委託の禁止について

一般廃棄物の処理を他人に再委託することは法律で禁止されています。また、自己の名義をもって他人に営業をさせることも禁止されています。（廃掃法第7条第14項、同第7条の5）

このため、浄化槽汚での収集運搬は、委託を受けた収集運搬業者（清掃業者）が自ら適正に行わなければなりません。再委託等を行うことにより、浄化槽汚でいが不適正に処理されることを防止するためにも、自らの責任で処理ができる範囲の業務を受けようとしてください。なお、事業停止命令や改善命令に従わない場合、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

(2) 汚での「積替え」「積置き」について

浄化槽汚でいを運搬車両に積み置くことは、廃掃法及び各区の条例に違反することになります。また、積んでいる汚でいからメタンガスが発生することにより車両が爆発するおそれもあります。浄化槽汚でいを積み置いている間は、浄化槽汚でい以外の汚でいを収集できなくなり、車両の稼動が非効率になります。浄化槽汚でいは、収集したその日のうちに処理施設に搬入するようしてください。

同様に、浄化槽汚でいを別の車両に積み替えることも禁止されています。このため、浄化槽汚でいを積み替えることのない作業計画を作成してください。

(3) 運搬車両及び清掃器材の維持管理の徹底について

汚でいの運搬車両には、タンクから悪臭が外部に漏れることを防止するために脱臭装置が設置されています。薬剤は消耗品ですので必ず定期的に補充し、悪臭が漏れることにより、生活環境を悪化させることのないよう徹底してください。また、活性炭を使用している場合についても、消臭機能が低下する前に交換してください。

併せて、車両の各装置について定期的に整備点検を実施し、汚でいの収集運搬の作業に支障が生じないよう努めてください。（特にホースの破損に注意してください。）

また、清掃に使用する器材についても、現場作業の際に支障が生じないよう定期的に整備点検を行ってください。

(4) 車両の運行管理状況の把握について

汚でいの収集運搬について、車両の運行と汚でいの処理を併せて管理することにより、適正に業務を実施していることを確認できるよう車両の運転日報を作成してください。

(5) 搬入伝票の取扱いについて

浄化槽汚でいを品川清掃作業所に搬入する場合、一般廃棄物（し尿・汚でい）搬入伝票を提示することが義務づけられています。このうち、D票については作業所で打刻を受けた後、当該浄化槽の所在する区に送付することとされています。

ただし、練馬区については、D票を排出事業者に送付してください。

搬入伝票の作成にあたっては、業者番号や汚でいの運搬量等の記入事項について正確に記入するよう十分に注意してください。

なお、浄化槽汚でいを搬入するにあたっては、関係規定を遵守し、作業所の指示に従ってください。

【参考】品川清掃作業所への浄化槽汚でいの搬入に関する規定

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
- 2 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則
- 3 東京二十三区清掃一部事務組合浄化槽汚泥搬入要綱
- 4 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物（し尿・汚泥）搬入伝票及びその取扱いに関する要綱
- 5 東京二十三区清掃一部事務組合品川清掃作業所へのし尿等の搬入に係る受付カードの貸付手続及びその取扱いに関する要綱